



御津町商工会情報

第367号

令和 元年12月 5日発行

豊川市御津町西方松本23-8

TEL76-3737 FAX75-3333

目次

- ★令和元年度「記帳機械化手数料」「街路灯維持管理費」の徴収のお知らせ
- ★“御津町商工会視察旅行”の報告
- ★愛知県特定最低賃金改定のお知らせ
- ★商工会の動き（11月）
- ★定例税務・記帳相談のご案内
- ★愛知県警からの注意喚起
- ★国税庁からのお知らせ

～12月は「記帳機械化手数料」と「街路灯維持管理費」の徴収月です～

令和元年度「記帳機械化手数料」「街路灯維持管理費」の徴収のお知らせ

◆口座振替の方は下記期日にご指定の金融機関口座より振り替えさせていただきます。

- ・記帳機械化手数料・・・12月20日(金)
- ・街路灯維持管理費・・・12月27日(金)

◆振込の方は請求書に記載の金融機関に12月27日(金)までにお振り込みください。

◆集金の方は12月中に当会職員が伺います。集金日時等希望がありましたらご連絡ください。

御津町商工会 ☎0533-76-3737

11月16日～17日、商工会視察研修旅行の報告

例年とは異なり秋の開催となりました今回の視察研修旅行は、滋賀・大阪をめぐる旅となりました。

1日目は信楽陶芸村・万博記念公園（太陽の塔、パビリオン）・大阪企業家ミュージアムを、2日目は大阪天満宮・津波高潮ステーション・新世界ジャンジャン横丁・サントリー山崎蒸溜所を視察しました。

奇しくも今回の日程は『関西文化の日』と重なっていたこともあり、どの視察先も大変な人出で賑っておりました。中でも万博記念公園の太陽の塔は、実際に万博開催時に訪れたという方も何人かいたため、約50年前の思い出を振り返るいい機会となったのではないのでしょうか。またバスの車中や食事の際、会員同士の情報交換と懇親が深まる楽しい視察旅行となりました。

来年度の視察旅行の際には、是非皆様お誘い合わせの上御参加下さい。



愛知県特定最低賃金(4業種)改定 ～令和元年12月16日発効～

特定最低賃金は、都道府県ごとに特定の産業について設定されています。愛知県では、12月16日から4業種の特定最低賃金額が改定されます。(参考：愛知県の最低賃金は10月1日より926円です。)

発効日 令和元年12月16日

特定最低賃金名	最低賃金額(1時間)
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	975円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	947円
輸送用機械器具製造業	955円
自動車(新車)小売業	941円

※お問合せ先：豊橋労働基準監督署 ☎0532-54-1192

◇◇◇ 商工会の動き(11月) ◇◇◇

【商業委員会】	11月28日	「みとふれあいまつり」について 「創業予定者の情報集約及び、商工会による把握方法確立」について 小規模事業者向け各種振興策・補助金について
【地域委員会】	11月28日	街路灯建て替えアンケートの集計作業及び、結果を踏まえた今後の方向について みとふれあいまつり収支報告 他
【青年部】	11月6日 11月7日 11月12日 11月13日 11月19日	第2委員会 若手後継者研修会 第1委員会 第7回常任委員会 東三河支部青年部正副部長会議及びコミュニティ活動、体育活動事業
【女性部】	11月13日	第4回常任委員会



定例税務・記帳相談のご案内

商工会では、税務に関する様々な相談事について、税理士が皆様の専門の相談員となる無料の税務相談を行っています。『税金の各種控除を知りたい』『青色申告制度って何だろう』など、皆様の税に関するお悩みに対して、帳簿のつけ方、決算・申告の仕方など、適切なアドバイスを行います。

今回は年末の開催ということで、年末調整の質問についてもお受けします。来年からは各種控除の変更等も多々あり、給与のことでお悩みの方も多いのではないのでしょうか。是非この機会に解決してみても。

相談は無料ですので、お気軽にお申込みください。

1. 日 時	令和 元年12月19日(木) 10:00~16:00
2. 場 所	御津町商工会館 相談室
3. 講 師	東海税理士会豊橋支部派遣税理士等
4. 申 込	商工会へ電話でご連絡ください

愛知県警からの注意喚起

おいしい話にご用心！！

パソコンやスマートフォンでインターネットを閲覧をしていたら、『おめでとうございます』『アンケートに答えて報酬をもらおう』『払い戻しのお知らせ』といった内容が突然表示されたりしたことはありませんか？ また最近では、このような内容がEメールやSMSで届くこともあります。

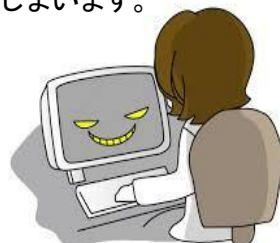
報酬につられて画面やURLをクリックしていくと、気付かないうちにフィッシングサイトに誘導されることがあり、そこで個人情報やクレジットカード情報等を入力すると悪用されてしまいます。

この手口の特徴は、誰でも知っているような『金融機関』『ITサービス』『ショッピングサイト』等を装っているため、大変騙されやすいということです。

対策ポイント

- ①公式ホームページへ直接アクセスし、キャンペーン等を実施しているか確認する
- ②不用意に個人情報、クレジットカード情報等を入力しない
- ③メール本文中のURLはできるだけ開かないようにする

(よく利用するサイトへアクセスする際は、お使いのブラウザの「お気に入り」や「ブックマーク」の機能を利用して、正しいサイトへアクセスするようにしましょう)



令和2年分の所得税確定申告から 65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります！！

●個人の方の所得税について

- ①青色申告特別控除額が変わります！（現行 65万円 ⇒ 改正後 55万円）
- ②基礎控除額が変わります！（現行 38万円 ⇒ 改正後 48万円）
- ③「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて、e-Taxによる申告（電子申告）又は電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。

改正前（令和元年申告まで）			
青色控除	基礎控除	合計	記載方法・申告方法
65万円	38万円	103万円	(1) 正規の簿記の原則で記帳（複式簿記） (2) 貸借対照表と損益計算書を添付 (3) 期限内申告
10万円	38万円	48万円	簡易な記帳



改正後（令和2年分申告以後）			
青色控除	基礎控除	合計	記載方法・申告方法
65万円	48万円	113万円	【改正前の「65万円控除」の要件】 + e-Taxによる電子申告又は電子帳簿保存
55万円	48万円	103万円	【改正前の「65万円控除」の要件】
10万円	48万円	58万円	【改正前の「10万円控除」の要件】

- ◆ 10万円の青色申告特別控除を受けるための要件に改正はありませんので、これまでと同様となります。
- ◆ 65万円控除を受けるためには、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

① e-Taxによる申告

ご自宅等のパソコンにより、e-Taxで確定申告書及び青色申告決算書のデータを提出（送信）する必要があります。なお、国税庁ホームページで確定申告書及び青色申告決算書のデータを作成し、e-Taxで提出（送信）することもできます。

※税務署のパソコンでは、青色申告決算書等のデータを、e-Taxで送信することはできないため、65万円控除を受けられません。

② 電子帳簿保存

・一定の要件の下で帳簿を電子データのままで保存できる制度です。この制度の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始する日の3か月前の日までに申請書を税務署に提出する必要があります。

・令和2年分の所得税確定申告から、65万円控除を受けるためには、その年中の事業に係わる仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。

※令和2年分に限っては、令和2年9月29日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受けて、同年12月31日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65万円控除を受けることができます。

○詳しくは、「国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）」でご確認ください。

御津町商工会情報

御津町商工会・委託団体 令和元年12月予定表

	曜	予 定
5	木	女性部教養講座 18:30
6	金	消費税軽減税率対応窓口相談事業
7	土	休館日 豊川商工会議所会員大会 13:00
8	日	休館日
9	月	御津駅打合せ 10:00 中小企業強靱化法対応セミナー15:00
10	火	人材育成後援会 16:00 理事会 18:00
11	水	
12	木	
13	金	
14	土	休館日
15	日	休館日 青年部社会奉仕活動 9:00
16	月	
17	火	大村ひであき東三河県政懇談会 18:30
18	水	
19	木	定例税務・記帳相談 10:00 東三河支部商工会事務局長連絡協議会 13:30 労働保険事務組合業務研修会 14:00
20	金	
21	土	休館日
22	日	休館日

日	曜	予 定
23	月	
24	火	
25	水	
26	木	
27	金	仕事納め
28	土	休館日
29	日	休館日
30	月	休館日
31	火	休館日

1月8日まで

日	曜	予 定
1	水	休館日 元旦
2	木	休館日
3	金	休館日
4	土	休館日
5	日	休館日
6	月	仕事始め
7	火	
8	水	

